

## 指 定 代 表 者 届

公益社団法人 集団給食協会

会 長 殿

会社名

代表者

印

公益社団法人集団給食協会定款第6条第3項の規定に基づく、貴協会において当社の権利を行使する指定代表者を下記のとおり届け出いたします。

### 記

1 指定代表者

役職名

氏 名

2 連絡担当者

役職名

氏 名

電 話

F A X

E - m a i l

定款(抜粋)

(入会) 第6条3項

団体である会員等にあつては、その代表者として、その権利を行使する者(1名に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

(役員を選任) 第21条1項

役員は、総会において正会員(団体にあつては指定代表者)の中から選任する。ただし、総会が特に必要と認めた場合、正会員以外のものから選任することができる。